

# 住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額について

平成 18 年度税制改正において、安全・安心のための税制の一環として、固定資産税に係る耐震改修促進税制が創設されました。この制度により、住宅に一定の耐震改修をおこなった場合、当該住宅(家屋)に係る固定資産税が減額されることになりました(地方税法附則第 15 条の 9 第 1 項)。 家屋改修等にとまなう他の固定資産税の減額措置との重複適用はありません。

## 1 減額の対象となる住宅の要件

(1) 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること。

(2) 通常の住宅

平成 18 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合する改修工事を行った住宅であること。

認定長期優良住宅に該当することとなった住宅

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に改修工事を行い、建築基準法に基づく現行の長期優良住宅の認定基準に適合すること。

(3) 耐震改修工事に要した費用が一戸当たり 50 万円を超えること。

(平成 25 年 3 月 31 日までの改修工事については、30 万円以上であること)

(4) 居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること(賃貸部分も含まれます)。

## 2 減額を受けるための手続き

耐震改修の工事後 3 月以内に、『固定資産税住宅耐震改修減額申告書』に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添付して本市資産税課までご申告ください。

【関係書類】

(1) 耐震改修工事が行われたことの証明書

\* 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した証明書

(2) 長期優良住宅であることを証する証明書(長期優良住宅に認定されている場合)

(3) 改修工事にかかる書類(領収書、工事明細書、写真等)。

## 3 減額内容

(1) 耐震改修工事が完了した年の翌年度から、下表の年数が減額されます。

耐震改修完了年	減額年数
平成18年～21年	3年間
平成22年～24年	2年間
平成25年～30年	1年間

- (2) 一戸当たり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の1/2(長期優良住宅の認定を受けた場合は2/3)が減額されます。